

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	委員を通じて各学科会議等でいじめ防止プログラム意識啓発を行った。いじめ防止等計画をHPに掲載し、教職員へメール周知を行った。	引き続き、委員を通じて各学科への情報共有を行っていく。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時的「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	委員会を定期及び臨時で開催（全8回）し、いじめ（疑いを含む）の事案について都度審議や情報共有を行った。	引き続き、定期及び臨時（事案発生時）で委員会を開催し、情報共有を行っていく。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「いじめ防止等対策研修動画」を活用しオンデマンドにより研修及び確認テストを実施した。受講率向上が課題である。	引き続き機構提供の動画研修を活用し、未受講者に対しては委員を通じて、各学科へ呼びかけを行っていく。	令和8年3月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会規程において審議事項を定めており、学内で共有している。	学内共有フォルダを利用して、引き続き周知を行う。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	委員を通じて各学科会議等で周知した。また、いじめ防止プログラムをHPに掲載した。	引き続き、委員及びHPを通じて教職員へ周知を行っていく。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	委員を通じて各学科会議等で報告依頼を行っている。	いじめに限らず、気になる学生の様子について、学生相談・支援室や学科内の情報共有を引き続き呼びかけていく。また、定期的に学生の見守り体制（フロー）の周知を行っていく。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	委員を通じて各学科会議等で周知した。また、いじめ防止プログラムをHPに掲載した。	事案対処マニュアル（役割を記載）について委員及びHPを通じて周知を行い、研修等の機会でも周知していく。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	学生の様子や指導内容については、関係教職員（学生主事、担任、学生相談・支援室長等）と情報共有している。	引き続き日常的な情報共有を行うとともに、委員を通じて各学科への情報共有を行っていく。	-
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度の実績をふまえ、令和7年度いじめ防止プログラムを策定した。今後も必要に応じて見直しを進めていく。	年度末のいじめ対策委員会においていじめ防止プログラム等の改善点を検討し、PDCAサイクルチェックシートに記載の上、次年度の計画へ反映させている。	令和8年1月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生対象アンケートは4回実施した。結果はいじめ対策委員会、学生相談・支援室及びカウンセラー等で共有した。	アンケート結果は引き続き関係教職員と共有し、気がかりな学生については複数で見守りを行っていく。必要に応じて保護者も含めて連携して対応していく。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	アンケート結果やいじめ事案についてカウンセラーに情報共有し、カウンセラーからの情報は、学生相談・支援室長を通じて、適宜委員会や関係教職員に共有している。	カウンセラーには引き続きいじめ対策委員会の構成員として参加いただき、情報共有を行っていく。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SNSの適切な利用等について学生主事講話を実施した。	引き続き、全学生に向けていじめ防止の研修を実施していく。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	アンケートを実施する際に、どのような行為がいじめに該当するかなど記載をして、学生にも確認をしてもらっている。	アンケートや研修の機会を利用して、いじめの定義やいじめ行為の例を提示していく。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	高専祭や体育祭などの学校でのイベント実施の際に、学生会よりSNSの利用に関する注意喚起を行っている。	学生会を主体として、いじめ防止に係るポスターやキャッチコピーを考案してもらい、学内に掲示の上で広く周知する取組についても促す。	令和8年10月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPにいじめ防止等基本計画等を掲載し、周知している。	引き続き、HPでの情報発信を行っていく。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学校の対応について丁寧に説明を行っているが、保護者・学生から十分な理解を得られない場合がある。	対応方針について学生・保護者への丁寧な説明を継続していく。特にSNS（スマホ）に関しては、使用ルールについて各家庭（保護者）でも意識していただくよう啓蒙を続けていく。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	「参与の会」において、いじめ防止基本計画等の説明を行っている。	「参与の会」（運営協議会）において、外部有識者へいじめ防止の取組内容を説明し、助言をいただくことで、連携体制を構築していく。	-
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	これまで該当する事案はない。	沖縄県警と本校で締結した「学生健全育成サポート制度の関する協定書」を改めて確認し、事案発生時に速やかな連携が取れるよう、連携体制と連携部署の確認を行っていく。	-